

一般財団法人長崎県教職員互助組合
令和4年度 ホームページへの広告掲載仕様書

第1条（趣旨）

この仕様書は、一般財団法人長崎県教職員互助組合（以下「互助組合」という。）が管理するホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告を作成するために必要な事項を定めるものとする。

第2条（定義）

この仕様書において、「広告」とは次の各号に掲げるものをいう。

- （1）バナー広告 文字または画像で表示された情報であって、広告主の指定するホームページに最終的にリンクする機能を有するもの
- （2）期間限定優待情報 広告主が提供する期間限定の優待や割引情報

第3条（業務内容）

ホームページに広告を掲載する者（以下「広告主」という）は、この仕様書に定めるもののほか、関係法令等を遵守のうえ、広告を作成し、電子データにより互助組合の指定する場所に納めるものとする。

第4条（広告掲載ホームページの概要）

広告を掲載するホームページの概要は、次のとおりである。

- （1）URL <https://www.kyogo-nagasaki.or.jp/>
- （2）月間アクセス数 約8千～1万5千件（令和2年度の実績）

第5条（広告の掲載場所等）

バナー広告の掲載場所等は、次のとおりとする。

- （1）位置 ホームページのトップページ下部の位置
ただし、位置指定不可
- （2）枠数 制限なし
- （3）掲載期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- （4）掲載料 1枠あたり 年間 33,000円（消費税及び地方消費税を含む）
年度途中で申し込んだ場合は
1枠あたり 月額 2,750円（消費税及び地方消費税を含む）
- （5）種類 静止画バナー広告
- （6）規格
ア 大きさ 縦130ピクセル×横230ピクセル

イ 形式 GIF、JPEG（アニメーション不可）

ウ データ容量 10キロバイト程度

(7) 禁止表示

ア 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例)「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

イ 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

ウ 互助組合の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用

(例)「互助組合〇〇情報」と表示等

エ イメージ等の点滅する画像の使用

オ 画面の反転表示及び領域の切替表示

カ その他広告の表現として適当でないと認められるもの

2 期間限定優待情報の掲載場所等は、次のとおりとする。

(1) 位置 ホームページ内期間限定優待情報のページ

<https://www.kyogo-nagasaki.or.jp/common/youtai/>

(2) 枠数 制限なし

(3) 掲載期間 広告主が指定する期間

(4) 掲載料 なし

(5) 規格

ア 大きさ A4サイズ 1頁～2頁

イ 形式 PDF

第6条（広告の掲載基準）

広告の内容等が、一般財団法人長崎県教職員互助組合「広報媒体等への広告掲載」取扱要項（以下、「要項」という。）第4条に該当するものは掲載しないものとする。なお、同条第2項第7号「その他、広報媒体に掲載する広告として適当でないと認められるもの」については、以下に掲げるもののほか、広告の内容等に応じて個別に判断するものとする。

また、当該内容等の全部又は一部について修正又は削除等を行うことにより広告を掲載することができる認められる場合は、互助組合は、広告主にその修正又は削除等を求めることができる。

(1) 異性交際にかかるインターネットその他電気通信を利用しつつ、異性交際希望者が相互に連絡をすることができるようにする役務を提供するもの

(2) いわゆる「マルチ商法」（「特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）」

に規定する連鎖販売取引) 及び「モニター商法」(同法に規定する業務提供誘引販売取引) その他これらに類似するもの

- (3) 投機的商品(投資信託、商品先物取引、外国為替証拠金取引(FX)等)に関するもの
- (4) 特定人の私的な秘密事項を調査するもの

第7条(広告の作成)

広告主は、広告の内容等について、次のとおり互助組合と協議のうえ、広告を作成する。広告主から協議のあった内容について、互助組合が不相当であると判断した場合は、内容の補正等を求めることができる。

なお、協議が成立しない場合は、互助組合の解釈によるものとする。

- (1) 広告主は、広告掲載開始日から起算して15日前までに広告主と広告の内容(リンク先のページを含む。以下同じ。)について、互助組合と協議する。
- (2) 互助組合は、広告掲載開始日から起算して7日前までに広告主及び広告の内容を承認する。
- (3) 広告主は、広告掲載開始日から起算して5日前までに、掲載する広告を、互助組合が指定する場所に納品する。

- 2 前項の規定により広告の作成に関する経費は、広告主が負担するものとする。

第8条(広告掲載の申込み等)

ホームページへの広告を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて互助組合へ提出する。

第9条(広告掲載の決定)

申し込まれた広告は、互助組合内で協議し、掲載可否を決定する。

第10条(広告掲載の取り消し)

互助組合は、ホームページに掲載された広告又はそのリンク先のホームページの内容が、次の規定に反すると判断したときは、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又は内容に誤りがあると互助組合が判断したとき。
- (2) その他広告の掲載を継続することが適切でないと互助組合が判断したとき。

第11条(広告掲載の取下げ)

広告主は、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、互助組合に申し出なけ

ればならない。

第12条（広告内容等の変更）

広告主は、広告の内容を変更するときは、変更しようとする日から起算して5日前までに互助組合に届け出るものとする。

第13条（広告掲載料の支払い）

広告主は、互助組合が指定する期日までにバナー広告にかかる広告掲載料（以下、「広告掲載料」という。）を支払わなければならない。

2 広告掲載料は、掲載期間の最終月に請求する。

第14条（その他）

この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、双方協議のうえ別に定める。